

(平成24年6月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成8年8月30日から同年9月2日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年9月2日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成6年12月から8年8月までに係る標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月1日から9年4月1日まで

私は、平成6年12月1日から9年3月末日までB社に継続して勤務していたが、6年12月1日から8年8月30日までの厚生年金保険加入期間の標準報酬月額が9万2,000円となっている。預金通帳には、40万円を超える金額が振り込まれているので、記録を訂正してほしい。

また、私の被保険者資格喪失日が平成8年8月30日となっているが、前述のとおり、9年3月末日まで勤務しており、預金通帳には会社から9年3月分までの給与が振り込まれているので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年12月1日から9年2月28日までの期間について、申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人がB社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録及び商業登記簿謄本により、B社に勤務していたとする申立人及び複数の同僚は、関連会社のA社において厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる上、同社は、当該期間においても法人格を有し、適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

一方、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成8年8月30日）の後の平成8年9月2日付けで、申立人の

同社における被保険者資格喪失日は同年8月30日と記録され、また、申立人の標準報酬月額は、当初、6年12月から8年7月までは47万円と記録されていたところ、6年12月1日に遡及して9万2,000円に引き下げられていることが確認できる上、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した同僚72人についても、申立人と同様に、標準報酬月額が遡及して引き下げられていることが確認できる。

さらに、複数の同僚は、「申立人は、B社のC業務に従事していた。」と述べており、商業登記簿謄本においてもB社及びA社の役員ではないことが確認できることから、当該訂正処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立人の資格喪失日は、標準報酬月額を減額訂正した平成8年9月2日に訂正し、6年12月から8年8月までの期間の標準報酬月額は、事業主が当初届け出た47万円に訂正することが必要である。

他方、申立期間のうち平成8年9月2日から9年4月1日までの期間について、申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人がB社に当該期間の一部において勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、A社は、上述のとおり、平成8年8月30日に適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、B社においても、当該期間において適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社、A社の元事業主及び複数の同僚から、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

さらに、複数の同僚は、「会社と社会保険事務所から国民年金への切替手続を市役所で行うように言われ、手続を行った。」、「会社から健康保険被保険者証を返納させられ、健康保険の任意加入手続を社会保険事務所で行うように言われた。」旨述べているところ、オンライン記録によれば、申立人は、当該期間の国民年金保険料を全て現年度納付している上、当該期間は、健康保険任意継続被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 15 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月から同年 10 月まで

私は、平成 13 年 7 月頃に、A 社会保険事務所（当時）の 2 階一番奥の窓口で申立期間の国民年金保険料として 7 万円を男性職員に納付したにもかかわらず、未納となっていることに納得できないので、調査の上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 13 年 7 月頃に申立期間の国民年金保険料として 7 万円を納付したと主張しているが、国民年金保険料の前納制度は、当該年度の一定期間の保険料を前もって一括して納付する制度であり、翌々年度となる 15 年度の保険料を納付することはできない上、申立期間の保険料合計額は 9 万 3,100 円であり、申立人が納付したと主張する金額とは相違している。

また、申立人は、「A 社会保険事務所の 2 階一番奥の窓口において、男性職員に国民年金保険料を納付した。」と述べているが、B 年金事務所は、「当時の国民年金課の窓口は 1 階で、2 階一番奥の窓口は C 業務の窓口となっており、また、申立人が納付したとしている男性職員については分からない。」と回答している。

さらに、オンライン記録によれば、申立人が事業主であった D 社は、平成 13 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていること、同社に係る不納欠損処理関係資料の記載内容及び申立人の配偶者に係る 13 年 5 月から 19 年 6 月までの期間（平成 14 年 11 月及び同年 12 月を除く。）の国民年金保険料が未納となっていることから、当時の申立人の生活状況が大きく変化していたことがうかがわれる。

なお、脱退手当金受付簿及びオンライン記録によれば、申立人は、平成 20

年6月13日に脱退手当金を受給しており、その時点で国民年金の被保険者期間及び保険料の納付状況を確認しているものと考えられる。

このほか、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで

私の国民年金保険料は、申立期間当時、父が納付していたが、「納付書・領収証書」によれば、昭和47年1月から49年3月までの期間、納付していることが確認できるにもかかわらず、ねんきん定期便で申立期間が未納であることを初めて知った。

「納付書・領収証書」を保管しているので、申立期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「納付書・領収証書」によれば、申立人の昭和47年1月から49年3月までの期間の国民年金保険料として1万7,850円を、50年11月29日にA行本店で納付した旨が記載されていることが確認できる。

しかしながら、「納付書・領収証書」に記載された国民年金保険料の納付金額は、附則第18条による第二回特例納付期間の保険料（昭和47年1月から48年3月までの15か月分）と過年度納付した保険料（昭和48年10月から49年3月までの6か月分）との合計額に一致していることが確認できる上、保険料の納付日時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、附則第18条による第二回特例納付における納付可能期間は、昭和36年4月から48年3月までの期間であり、申立期間は特例納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の父は既に亡くなっていることから、当時の具体的な状況を確認することはでき

ない。

加えて、申立人又はその父が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。